

ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）の修正について

1 計画修正の経過

平成25年2月に原子力災害対策指針が改定され、これを受けて5月末に、道の原子力防災計画編が修正されたことなどから、平成25年3月に策定したニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）の修正を行うものである。

2 原子力災害対策指針の改定概要（平成25年2月）

(1) 緊急時における判断及び防護措置実施基準の具体化

- 緊急事態の対応段階を「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に区分し、各区分を判断する際の施設の状況を設定

(※ E A L : Emergency Action Level 緊急時活動レベル)

- E A Lの区分に応じた、P A Z内の即時避難やU P Z内の段階的避難準備などの主な防護措置を設定
- 全面緊急事態に至った後、放射性物質が環境中に放出された後の適切な防護措置の判断基準となる空間放射線量率の設定

(※ O I L : Operational Intervention Level 運用上の介入レベル)

- 空間放射線量率等の各数値に該当した際のU P Z内の段階的避難、飲食物摂取制限、除染など主な防護措置の設定

(2) 被ばく医療体制の整備

- 救急・災害医療組織を最大限に活用するとともに、広域の医療機関の連携

(3) S P E E D I の活用

- 放射性物質放出状況の推定や気象予測の結果を防護措置実施の参考情報に活用

(4) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

- P A Z内については、住民等への事前配布の導入、P A Z以外は地方公共団体による備蓄を行う。

3 ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）修正の概要

（1）第1章 総則関係

- 原子力施設等の状態に応じた防護措置と放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の規定を追加

（2）第2章 原子力災害事前対策関係

- 放射性物質による環境汚染への対処のための体制整備の規定を追加

（3）第3章 緊急事態応急対策関係

- 緊急事態区分に対応した配備体制基準の見直し
- 原子力災害対策指針に基づく緊急時における防護措置実施基準の見直し

（4）第4章 原子力災害中長期対策

- 町、町長、本部長の文言整理

4 今後のスケジュール

平成25年6月中旬 原子力防災専門委員会で審議

7月上旬以降 ニセコ町防災会議で修正審議及び決定予定